

平成 18 年 6 月 15 日

株主各位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目 3 番 1 号

株式会社ゴルフ・ドゥ

代表取締役社長 伊東 龍也

第 7 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 7 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

尚、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、後記の参考書類をご検討いただき、同封の委任状用紙に賛否をご表示、ご貴名ご記入、ご捺印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 平成 18 年 6 月 30 日（金曜日）10 時
2. 場所 株式会社ゴルフ・ドゥ 本社 1 階 大会議室
埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目 3 番 1 号（J R 埼京線北与野駅下車）
3. 会議の目的事項
報告事項 第 19 期（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）営業報告書、
貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第 1 号議案 第 19 期（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）利益処分
案承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」
に記載のとおりであります。

第 3 号議案 会計監査人選任の件

以上

(お願い)

当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を、また法人の代表者の代理人の方がご出席の場合には職務代行通知書をご用意のうえ、同封の委任状用紙に添えて会場受付までご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 株式会社ゴルフ・ドゥ
代表取締役社長 伊東 龍也
2. 総株主の議決権の数 11,028個
3. 議案および参考事項

第1号議案 第19期利益処分案承認の件

当期の利益処分案につきましては、企業間競争が激化するなかで経営体力をつけ、将来の安定的な配当を可能にするために全額内部留保させていただき、新規出店費用に振り向ける予定であります。

第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由

- (1) 商号の英文名称を統一（大文字）表示とするため、変更案第1条を変更するものがあります。
- (2) 現行の目的について不必要な条項を整理するため、変更案第2条第1項とし現行の第2項及び第3項を削除するものであります。
- (3) 端株は今後も発生しないため、変更案第8条第3項、第9条、第35条第1項及び第36条とし、端株の文言を削除するものであります。
- (4) 電子公告制度の導入のため商法等の一部を改正する法律（平成16年法律第87号）が、平成17年2月1日に施行されたことにより、電子公告制度の導入が可能になりましたので、変更案第5条とするものであります。
- (5) 取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる制度を導入することにより、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう変更案第24条、第33条を新設するものであります。

(6)「会社法」(平成17年法律第86号、以下「新会社法」という。)及び法務省令が平成18年5月1日に施行されたことにより、次のとおり新設及び変更等をするものがあります。

- ①定款に定めることによって、株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は株主に対して提供したものとみなすことが可能となったため、株主の皆様の利便性を高めるために、変更案第14条を新設するものであります。
- ②定款に定めることにより、取締役会における書面決議が可能となったため、より機動的な意思決定をしていくことを目的に、変更案第22条第2項を新設するものがあります。
- ③会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条を新設するものであります。
- ④その他、用語及び引用条文等について「会社法」に対応した変更を行うとともに、上記の変更、新設に伴い条数の変更を行うものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社は株式上場準備における作業全般の指導、支援及び証券取引法第193条の2に基づく財務計算に関する書類の監査を同社より受けており、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

会計監査人の候補者は次の通りであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

監査法人の名称：監査法人トーマツ

事務所の所在地：

主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル

その他の事務所 (国内) 札幌、仙台、盛岡、新潟、北関東、千葉、横浜、
長野、北陸、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、
和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、
鹿児島、那覇

(海外) Deloitte Touche Tohmatsu 駐在員派遣 約40都市

沿革：

昭和43年5月 設立

平成 2年 2月 監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所組織である
デロイト トウシュ トーマツに主要構成事務所として参加

監査関与会社：3,717社

証取法・商法特例法監査：911／証取法監査：113／商法特例法監査：
923／学校法人監査：126／労働組合監査：58／その他の法定監査：193
／その他の任意監査：1,393

出 資 金：1,584百万円

構 成 人 員：3,770名

社員(公認会計士)	386
参与	20
職員	
(公認会計士)	1,493
(会計士補)	1,113
(その他専門職員)	434
(事務職員)	324
合計	3,770名

注:海外駐在員を含む。関係会社の人員を含まない。

(平成18年3月末日現在)

「株式会社ゴルフ・ドウ」定款（案）

現行定款	変更案
定 款	定 款
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ゴルフ・ドウと称し、英文ではGOLF・DO CO., LTD.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ゴルフ関連用品の販売及び中古ゴルフクラブの買取・修理・賃貸借 2. ゴルフ用品の販売及び買取を目的とするフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導 3. ゴルフ場及びゴルフ練習場の運営及び運営支援 4. インターネットを利用したゴルフ関連商品の販売及び買取並びに各種情報サービスの提供、業務代理業 5. 経営コンサルタント業務 6. 情報処理システムの企画開発及び保守管理業務 7. 広告代理店 8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理 9. 損害保険代理業 <p>② 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ゴルフ・ドウと称し、<u>英文ではGOLF・DO CO., LTD.と表示</u>する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ゴルフ関連用品の販売及び中古ゴルフクラブの買取・修理・賃貸借 2. ゴルフ用品の販売及び買取を目的とするフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導 3. ゴルフ場及びゴルフ練習場の運営及び運営支援 4. インターネットを利用したゴルフ関連商品の販売及び買取並びに各種情報サービスの提供、業務代理業 5. 経営コンサルタント業務 6. 情報処理システムの企画開発及び保守管理業務 7. 広告代理店 8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理 9. 損害保険代理業 10. <u>前各項に附帯関連する一切の業務</u> <p><u>②及び③は削除</u></p>

<p>事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツ用品の販売 2. 前各号に関する中古品の売買 3. ニューメディアの情報の調査、研究 4. ニューメディアに関するシステム開発 5. インターネットを利用した各種情報提供サービス 6. 経営コンサルタント業務 7. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理 8. 損害保険代理業 <p>③ 前各項に附帯関連する一切の業務</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を埼玉県さいたま市におく。</p> <p>(公告をする方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p>	<p>(本店所在地)</p> <p><u>第3条 当社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。</u></p> <p><u>(機関)</u></p> <p><u>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>取締役会</u> ② <u>監査役</u> ③ <u>監査役会</u> ④ <u>会計監査人</u> <p><u>(公告方法)</u></p> <p><u>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p>
--	---

<p>第5条 当社の発行する株式の総数は、44,000株とする。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第6条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人をおく。</p> <p>② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p><u>第6条 当社の発行可能株式総数は、44,000株とする。</u></p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p><u>第8条 当社は、株主名簿管理人をおく。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿、<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> <u>新株予約権原簿および株券喪失登録名簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、</u>当社においては取扱わない。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる</p>	<p><u>削除</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程に</u></p>

に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第9条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。

(議 長)

第10条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決す

よる。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。
② 取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、

<p>る。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の株主以外の者に議決権の行使を委任してはならない。</p> <p>② 株主が議決権の行使を委任する場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第13条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p>	<p>その議決権の3分の2以上をもって<u>行う</u>。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結決算書類に記載または表示すべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 株主が議決権の行使を委任する場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を<u>証明</u>する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p><u>削除</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p>
--	---

<p>第14条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第15条 当社の取締役は、株主総会において議決権のある総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第17条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>④ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経</p>	<p><u>第16条</u> (現行「第14条」の通り)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第17条</u> <u>取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p> <p>② (現行「15条②」の通り)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p><u>第19条</u> (現行「第17条」の通り)</p>
---	---

<p>ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>② 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第20条 取締役の報酬は、それぞれの株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、こ</p>	<p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;"><u>(代表取締役および役付取締役)</u></p> <p><u>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(報酬)</p> <p><u>第21条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">削除</p>
--	--

<p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第30条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、</p>	<p><u>もって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第29条 (現行「第28条」の通り)</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第30条 (現行「29条」の通り)</u></p> <p><u>削除</u></p>
---	--

<p>出席した監査役がこれに記名押印 または電子署名を行なう。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第32条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。</p>	<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第31条</u> (現行「第31条」の通り)</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第33条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p> <p>第6章 計 算</p> <p><u>(事業年度及び決算期)</u></p> <p><u>第34条</u> <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
---	---

<p>(利益配当金)</p> <p>第34条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載又は記録された株主に支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行なうことができる。</p>	<p>(剰余金の配当金)</p> <p><u>第35条 株主総会決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第36条 前条のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第37条 期末配当および中間配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
<p>附則 1. 第4条（公告する方法）の変更及び現行第7条（株式の譲渡制限）の削除については、効力発生日を平成17年7月末日とする。</p> <p>2. 改訂：平成17年6月28日</p> <p>3. 改訂：平成17年8月22日</p>	<p>(附則) 1. 改訂：平成17年6月28日</p> <p>2. 改訂：平成17年8月22日</p>